瀬戸市農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の推薦・募集要領

令和5年7月19日に現在の農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の任期 が満了することにともない、農業委員会委員については市長が、農地利用最適化推進 委員については農業委員会が、それぞれ農業者、農業者が組織する団体その他の関係 者に推薦を求めるとともに、公募によりこれらの委員の候補者を募集しますので、推 薦、又は応募される方は、以下の方法により申し込みをしてください。

1 推薦又は募集の対象

瀬戸市内全域を担当区域とする以下の委員。

- (1) 農業委員会委員
- (2) 農地利用最適化推進委員
- 2 推薦又は募集期間

令和5年2月20日(月)午前8時30分から3月17日(金)午後5時15分

3 推薦又は応募の資格要件

推薦を受け、又は応募できるのは、次のすべてに該当する方です。

- ① 法令等上兼職が禁止されている職に就いていない方
- ② 暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有していない方
- ③ 破産手続きの開始の決定を受けて復権を得ない者でない方
- ④ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けること がなくなるまでの者でない方
- ⑤ 農業委員会委員は、農業に関する識見を有し、農業委員会の所掌する職務を 適切に行うことができる方。農地利用最適化推進委員は、農地等の利用の最適 化の推進に熱意と識見を有する方
- 4 推薦又は応募の方法

別添の推薦書又は応募申込書に所要事項を記入の上、署名押印し、本籍地の市町村(市民課等)が発行する「身分証明書」を添付して、募集期間中に瀬戸市役所東庁舎3階農業委員会事務局(産業政策課農林係内)へ提出してください。

また、郵送による提出も可としますが、募集期間以降の到着分については受け付けませんので、募集期間内必着でお願いいたします。

なお、提出された推薦書又は応募申込書は返却しませんのでご了承ください。

※メール及びFAXによる提出は受け付けしません。

※法令等の規定により、推薦書又は応募申込書に記載された事項は、住所などの 一部を除き全て公表となりますのでご了承ください。

5 農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の選定

推薦若しくは応募の総数が次頁「8 定数」に掲げる数を超えた場合又は市長若 しくは農業委員会が必要と認めた場合は、申込書等により内容を評価し、その結果 をもとに農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員を決定します。

また、期日を定めて面接を実施する場合があります。

6 結果通知

結果は、令和5年7月上旬までに本人宛てに郵送にて通知する予定です。

7 個人情報の取扱い

推薦又は応募により取得した個人情報については、保護・管理に十分留意するとともに、法令等に定めがある場合を除き、各委員の選出以外の目的に使用することはありません。

- 8 定数
 - (1) 農業委員会委員 12人
 - (2) 農地利用最適化推進委員 8人
- 9 任期
 - (1) 農業委員会委員 任命の日(令和5年7月20日)から3年
 - (2) 農地利用最適化推進委員 委嘱の日から農業委員会委員の任期満了日まで

10 職務

(1) 農業委員会委員

農地転用、農地の無断転用の防止・解消などの農地法等の規定に基づく農業委員会の権限に属する事項についての審議等のほか、農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の防止・解消などの農地の利用の最適化に関する事項についての調査、審議及び現場活動が主な職務となります。

また、会議は毎月1回(毎月23日前後)程度で、必要に応じて研修会等に出席していただきます。

(2) 農地利用最適化推進委員

農業委員会委員の活動支援のほか、農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の防止・解消などの農地の利用の最適化に関する事項についての調査及び現場活動が主な職務となります。

また、会議は農業委員会委員との情報共有や報告等のため、毎月1回(毎月23日前後)程度ご出席いただき、必要に応じて研修会等に出席していただきます。

11 身分及び報酬額

いずれも地方自治法第203条の2に規定する特別職の非常勤職員で、瀬戸市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づき報酬を支給します。

農業委員会委員(会長以外の委員)19,900円/月 (会長)20,900円/月 農地利用最適化推進委員 19,900円/月

※月額報酬以外に、能率給として活動及び成果実績に応じた年額報酬が支給される場合があります。

12 問い合わせ先

 $\mp 489 - 8701$

瀬戸市追分町64番地の1

瀬戸市役所東庁舎 3階 農業委員会事務局(産業政策課農林係内)

電 話 (0561)88-2654